

東広島市教育委員会定例会（令和2年8月）議事録

1 日 時 令和2年8月27日（木）午後3時0分～午後5時0分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員

（3）事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

（1）報告事項

報告第44号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について

報告第45号 令和3年度福富小・中学校に係る人事構想について

報告第46号 ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について

報告第47号 東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正について

報告第48号 第32回東広島市民スポーツ大会球技の部の開催について

報告第49号 指定管理者の公募について

報告第50号 「感謝と応援コンサート 広島交響楽団 in くらら」の開催について

報告第51号 行政文書部分公開決定処分取消請求事件の判決について

（2）議案事項

議案第26号 令和元年度東広島市教育委員会事務事業評価について【非公開】

議案第27号 令和2年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について【非公開】

議案第28号 令和3年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択について【非公開】

（3）その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、令和2年8月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項ただし書により、議案第26号は議会上程前の案件であること、議案第27号は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関する事、議案第28号は教科用図書採択に関する事にそれぞれ当たるため、非公開として審議したいと思っております。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思っております。いかがでございましょうか。

それでは、議案第26号、議案第27号、議案第28号は非公開として審議することに決定いたします。

それから、議案第28号につきましては、関係職員のみが説明員となるため、最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育課次長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：わかりました。

報告第44号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について

- 津森教育長：報告第44号「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について、説明をお願いいたします。

- 神笠学事課長：「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等につきまして、前半部分を学事課、後半部分を指導課のほうで説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

報告第44号「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等についてご説明申し上げます。

その前に申しわけございません。資料の一部訂正のほうをお願いいたします。

2ページをご覧ください。

2ページの中段あたりの(3)集団感染のリスクへの対応が5つありますが、上から4つ目の暑さ指数が(WEGT)となっておりますが、WBGTの誤りです。申しわけございませんが、訂正のほうをお願いいたします。

それでは、「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について、これにつきましては文部科学省から8月6日付で出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づきまして改訂したものを、学校のほうには8月18日付で通知をしております。

このたびの主な改訂箇所、これにつきましては3点ございます。1点目が清掃及び消毒、2点目がマスクの取り扱い、3点目が臨時休業の判断、この3点に絞って

これから説明をさせていただきます。

それでは、1点目の清掃及び消毒についてですが、報告書のほうには記載をしておりませんが、まず文部科学省の考え方としまして、学校生活の中で消毒によりウイルスの全てを死滅させることは困難であり、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により、児童・生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することのほうが重要であるという見解が示されました。こうしたことから、まずは学校で通常行っている清掃、掃除を丁寧に行うこととともに、消毒につきましては資料の2ページ上段にあります、清掃・消毒にも記載しておりますように、特に多くの生徒等が手を触れる箇所、ドアノブ、手すり、スイッチ等は、1日1回消毒液を使用して清拭するというのを学校にお願いしております。

2点目、マスクの取り扱いについてですが、こちらの2ページの(3)集団感染のリスクへの対応の上から3つ目をご覧ください。

マスクの着用について、身体的距離が十分に確保できていない場合に着用することとし、距離が確保できる場合は着用の必要はないとしております。また、その下ですが、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、気温、湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外すこと、また熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させることを学校にお願いしております。

3点目の臨時休業の判断については、3ページの4の新型コロナウイルスにかかわる東広島市立幼・小・中学校臨時休業等の実施についてをご覧ください。

生徒等が感染者になった場合は、アのところに記載していますように、感染した本人は出席停止とし、感染者が在籍する学級等は学級閉鎖等の扱いとします。同時に、イのところですが、教育委員会は濃厚接触者等が特定できるまで、一旦学校全体の臨時休業を実施します。これは状況にもよりますが、3日程度を想定しております。この臨時休業の間に、ウにもありますように、保健所による濃厚接触者の特定、エの校内の消毒を実施します。教育委員会は、オのところにも記載しているとおり、学校内の感染拡大の可能性が高い場合において、臨時休業などの有無、期間について判断をいたします。校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、当該校の全部または一部を臨時休業としますが、校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、適宜再開することとします。できるだけ学びを止めないという観点で臨時休業の判断はしていくとしております。最後に、感染者やその家族への差別、偏見、誹謗中傷などはあってはならないことであり、そういったことの生徒等への指導の徹底もお願いしているところでございます。こうした臨時休業等の基準について、学校へは8月18日付で送付しております。また、その内容について、学校から保護者に対しても周知をお願いしているところでございます。

学事課からの説明は以上でございます。

○ 小川学校教育部次長兼指導課長：続いて、指導課部分についてご説明いたします。以

前より変更した部分のみお伝えさせていただきます。

4 ページをご覧ください。

5 の学校が主催する行事についてということですが、これまでは校内放送等だけでございましたが、テレビ会議システムを新たに入れております。テレビ会議システムで対応可能なものについては優先して実施するというようにしております。

そして、次の5 ページに参りまして、上から2行目になります。技術家庭科における調理等の実習については、前期は行わないこととしておりました。後期から行うということですが、特に留意することとして、調理等の実習を行う際には実習前後の手洗いを徹底するとともに、対面にならないように配慮する等、活動の仕方を工夫するということを入れております。

続きまして、7 番の一番下にありますけれども、部活動についてですが、6 ページをご覧ください。

下から数えて5つ目のところになるんですけども、部活動、運動部における大会への参加についてのところでございます。中学校体育連盟が主催する大会以外の大会への参加につきましては、主催者側の感染予防対策が十分に行われているかどうかを確認するとともに、生徒の大会参加までの練習との兼ね合い、身体への負担を考慮し慎重に判断するというようにしております。その下の文化部における大会の参加についても、運動部と同様に慎重に判断することとしております。

また、その下にあります練習試合の参加についてですが、他市町の状況に鑑み、範囲は県内とするが、感染状況を把握した上で慎重に判断する。終日にならないよう期間を限定したり、多くの人数が一度に集まらないようにしたりするなど、感染防止の対策を十分講じること。また大会への移動や会場での更衣室の利用時等、活動以外の場面も含め、感染防止策を徹底するというようにしております。

続きまして、7 ページの巻末資料でございますが、この中で教育活動等の実施の部分についてですが、ちょうど真ん中あたりになります。小学校の陸上記録会は実施するというので、3密を可能な限り回避し、感染防止に努め実施するというので、今小体連と連携しながら実施に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。

一番上にあります中学校の音楽会ですが、ここを修正していただければと思います。協議中ということになっておりますが、これは中止ということになります。中学校の音楽会は中止ということで、中学校長会と連携した上で決定をしております。

指導課については以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 京極委員：こういう文書は、小・中学校にはどんな形で出されるのでしょうか。

- 神笠学事課長：学校には、今お示ししているような資料の形です。
- 京極委員：読むと、流れがわからないところが出てしまったりするので、こういう場合はこうだというフロー図みたいなのをつくられたほうが校長先生とかは判断しやすいんじゃないかなと思いました。
- 神笠学事課長：ありがとうございます。
- 津森教育長：これはどうしますか。
- 神笠学事課長：特に、臨時休業の判断等のところとか、わかりにくい部分もあるかなと思いますので、その辺がわかるような形で、今後は示すようにしたいと思います。
- 津森教育長：校長会があるときに、今みたいなものをつくって示すようにしてはどうですか。
- 神笠学事課長：臨時休業にかかわった表があるので、そういったところもお示ししながら、また学校にはわかりやすい資料として提示していこうと思っております。
- 津森教育長：ほかにはありませんか。
- 島本委員：修学旅行のことですが、学校長としたらどこに行こうとか、キャンセル料のこととか、修学旅行に関して心配なさっていると思うのですが、どうですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：修学旅行、大変心配されているところでございます。関西のほうに行くことに予定しておりましたが、今、山口にということで、既にもう何校か行っております。感染防止対策として、バスに乗るとき降りるときには消毒を必ずしたり、旅館に入る前も検温をしたり、施設に入るときも必ずマスクをして人数を分けて入ったりなど、万全な対策を練って今行っているところでございます。
- 島本委員：中学校はどこに行く予定ですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：中学校は12月ぐらいなので、行くところを今決めている状況ですが、沖縄が多かったのですが、沖縄は今こういう状況ですので、行き先を変更するというのを含めて、検討しているところです。
- 島本委員：キャンセル料を市町が負担するという新聞記事があったんですが。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：小学校のほうについては、関西から場所が変更ということでキャンセル料が発生いたしましたので、市のほうで補助を出せるような方向で進めていく予定です。中学校におきましては、20日前までに決めればキャンセル料は発生しないということですので、中学校の校長会とも連携をとりながら、できるだけキャンセル料が発生しないように取り組みを進めているところです。
- 島本委員：わかりました。
- 津森教育長：小学校はみんな同じ行程で行くんですが、中学校は学校によって時期も行き先も違うんで、Go To キャンペーンの間であればいいというのはあるんです。中学校は2年生が対象ですから、来年度になってもやることはできるということで、柔軟に考えができるということでございます。
ほかにご意見、ご質問がありますか。よろしいですか。

それでは、次へ行きます。

報告第45号 令和3年度福富小・中学校に係る人事構想について

○ 津森教育長：報告第45号令和3年度福富小・中学校に係る人事構想について、説明をお願いいたします。

○ 神笠学事課長：それでは、9ページをご覧ください。

報告第45号令和3年度福富小・中学校に係る人事構想についてご説明申し上げます。

令和3年度から、竹仁小と久芳小を統合し、小中一貫型小学校、中学校として福富中学校施設内における一体型施設で小学校、中学校運営を行うこととしております。このことにかかわり、令和3年度福富小・中学校の児童・生徒数及び学級数と県費負担教職員定数の見込み数について説明させていただきます。

まず、福富小・中学校開校年度令和3年度の児童・生徒数の推計ですが、現時点では福富小学校は90名、福富中学校は36名、計126名を見込んでおります。学級数については、福富小学校が6学級で福富中学校は3学級となり、福富小・中学校全体としては9学級となります。なお、現時点ではこの中に特別支援学級や複式学級はございません。県費負担教職員の配置につきましては、管理職の校長は1名、教頭は2名とする予定としております。小中一貫型小・中学校では原則として各学校に校長1名となっておりますが、小学校と中学校にそれぞれに校長が配置されると、意思決定や意思統一に時間がかかることから、校長を兼職発令し、1名配置とすることを考えております。教頭につきましては、小・中学校にそれぞれ配置し、小学校担当の教頭と中学校担当の教頭の2名体制とします。教諭につきましては、県教育委員会が示す定数配当基準等により、小学校7名、中学校8名、合わせて15名が見込まれております。学校事務職員と養護教諭につきましては、小・中学校にそれぞれ1名ずつ配置することとしております。福富小・中学校の県費負担教職員は全体として22名となる見込みでございます。なお、県費教職員の配置につきましては、今後の児童・生徒数の推移も踏まえ、県教育委員会と連携の上、進めてまいります。

説明は以上でございます。

○ 津森教育長：このことにつきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次へ行きます。

報告第46号 ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について

○ 津森教育長：報告第46号ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について、説明をお願いいたします。

○ 小島青少年育成課長：報告第46号ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について説明をさせていただきます。

資料10ページをご覧ください。

これは、令和2年3月17日付で県教育委員会が県立学校における義務教育段階の不登校児童・生徒に対する指導要録上の出席扱いのガイドラインを策定したことと、今後新型コロナウイルス感染症対策としてICT等を活用した家庭での学習活動が促進されることが考えられることから、東広島市教育委員会として不登校児童・生徒が家庭においてICT等を活用した学習活動を行った場合に、指導要録上出席扱いとするための判断の目安となる基準を定めたものです。決して、学校に登校しないことを認めるというものではなく、家庭で行う学習活動を、指導要録上出席扱いとしたり、評価を返すことで不登校児童・生徒の自己肯定感を高めたり自信を持たせることで、これまで行ってきた不登校児童・生徒への支援の充実を図ることを目的としたものです。

この目的を達成するために、条件の1の(1)にあるように、対象とする児童・生徒は、学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導が受けられないような状況にあるものとして、家庭以外での学習活動ができるものについてはそちらを優先するものとしています。

また、1(5)にありますように、保護者には子供に段階的に学校への登校やフレンドスペース、フリースクール等への登校や入室を促していただくとともに、不登校サポート親の会に積極的に参加することに努めるよう働きかけていきます。

東広島市としての基準を定めることで、家庭内のみでしか学習活動が行えない不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立への支援につなげていきたいと考えております。

以上で、報告第46号ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」についての説明を終わらせていただきます。

- 津森教育長：このことについてのご意見、ご質問があればお願いいたします。
本年度、実際にこのような利用をする見込みがありますか。
- 小島青少年育成課長：1名、N学園という通信制の学校に行きたい生徒がいます、そこで出される課題を学習したものについて出席扱いにしてほしいというような問い合わせがございました。
- 坂越委員：ちょっと聞いていいですか。N学園は高校ではありませんか。
- 小島青少年育成課長：N学園の中等部があります。
- 坂越委員：わかりました。
- 津森教育長：ほかにございませんか。よろしいですか。

報告第47号 東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正について

- 津森教育長：それでは、報告第47号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：資料の12ページをお願いいたします。

報告第47号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正についてご報告いたします。

1の概要でございます。さきの7月臨時会におきまして、補助金の議案提出につきましてご説明をさせていただいたところでございますけれども、令和2年東広島市一般会計補正予算（第5号）において、新型コロナウイルス感染症が深刻化する中で、市民活動を支援する当補助金について承認をいただきましたことから、当補助金の補助執行を行うため、補助金交付要綱の一部改正を行うものでございます。

2の内容等についてでございます。

(1)補助対象の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小を余儀なくされた社会教育関係団体に対し、感染拡大防止に係る経費について補助を行うものでございます。補助対象となる経費についてでございますが、資料に記載しておりますとおり、ア社会教育に関する事業の継続に資する活動を行うための感染防止対策に係る経費及びイ感染拡大防止による新しい生活様式としてオンライン会議などによる団体役員等の接触機会の低減に向けた取り組みに要する経費を対象とさせていただくもので、各項目の経費の具体例につきましては資料に記載しておりますとおりでございます。

(3)補助対象団体及び上限額についてでございますが、まずアの文化連盟、体育協会、スポーツ少年団につきましては、各団体に100万円として、その他女性会やPTAなどの社会教育関係団体につきましては10万円をそれぞれ上限額として交付するものでございます。

最後に、施行日につきましては令和2年8月31日としており、今年5月に策定をいたしました新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動に対する応援補助金の交付要綱に当該補助金の内容を加えるなどし、要綱の一部を改正し施行するものでございます。

報告第47号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正についての報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いします。
- 渡部教育長職務代理者：今の補助金の対象のところの(3)のところですが、文化連盟、体育協会、スポーツ少年団ということで、各団体という各というのは例えばスポーツ団体の中でも幾つかありますよね。そういう意味での各ですか。それとも、今ここに出ているスポーツ少年団とか体育協会とか、このことですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい。ご指摘のとおりで、アの分につきましては、ここに記載しております文化連盟、体育協会、スポーツ少年団です。
- 渡部教育長職務代理者：そういうことですね。各団体に出るんですね。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：そうです。そこから下部組織といいますか、そういうところに対して。

- 渡部教育長職務代理者：わかりました。ありがとうございました。
- 津森教育長：そのほかにございますか。
それでは、次へ参ります。

報告第48号 第32回東広島市民スポーツ大会球技の部の開催について

- 津森教育長：報告第48号第32回東広島市民スポーツ大会球技の部の開催について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、報告第48号第32回東広島市民スポーツ大会球技の部の開催について説明をさせていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、開催競技でございますが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ソフトボールのみの開催といたしまして、グラウンドゴルフ及びソフトバレーボールにつきましては、各競技団体が示すガイドラインの遵守が困難なことから、市内における類似の大会等の開催状況等を考えまして、中止をすることといたしました。なお、ソフトボールの開催は9月27日日曜日、場所は福富多目的グラウンドと黒瀬多目的グラウンドの2会場で行う予定としております。

2の総合成績の取り扱いでございますが、今年度は6月に予定しておりました陸上の部も中止をしております。球技の部につきましても、ソフトボールの1競技のみの開催となりますことから、総合表彰式は行わないこととしております。

なお、ソフトボールの開催に当たりましては、3に記載しておりますように、参加者の体調管理、チェックシートの提出、あるいは手洗いの消毒、観戦中のマスクの着用等、徹底した感染防止対策を講じて実施してまいりたいと思っております。

市民スポーツ大会の報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 津森教育長：ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。
それでは、次へ参ります。

報告第49号 指定管理者の公募について

- 津森教育長：報告第49号指定管理者の公募について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、指定管理者の公募について説明をさせていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、1の管理対象施設でございますが、スポーツ振興課が所管しております志和市民グラウンドと河内パークゴルフ場が今年度末で現在の指定管理者の指定期間が満了いたしますことから、令和3年度からの指定管理者を新たに設定するものがございます。

2の指定管理予定期間につきましては、志和市民グラウンド及び河内パークゴルフ

フ場ともに令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

なお、3の選定方法でございますが、指定管理のガイドラインに基づきまして、民間事業者も含めた公募により選定する予定としております。

なお、次の4の選定スケジュールでございますが、ここで資料の訂正がございますのでお願いをしたいと思います。募集要項の配付及び質問書の受け付けの時期でございますが、資料では令和2年8月17日から令和2年8月31日となっておりますが、いずれも令和2年8月24日から令和2年9月7日までに変更としておりますので、訂正をお願いします。また、申請書の受け付け時期につきましても、令和2年8月17日から令和2年9月16日と記載しておりますが、令和2年8月24日から令和2年9月23日までに変更となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

申請書の受け付け後、10月末までに選定委員会などの審査により、指定管理候補者を選定いたしまして、12月の議会において指定管理者の指定議決をお願いいたしております。また、翌年の4月から業務開始ということで準備を進めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 津森教育長：このことについて、ご意見、ご質問はございますか。
- 渡部教育長職務代理者：志和のグラウンドあるいはパークゴルフ場、これは今までの実績でどれぐらいの手が挙がると思いますか、申し込みがあるんでしょうか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：前はどちらも1社でした。
- 渡部教育長職務代理者：大体そんなものですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：過去に別の施設で3社あったときがございます。4社まではなかったと思います。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。
- 津森教育長：そのほかにいかがですか。
それでは、次へ参ります。

報告第50号 「感謝と応援コンサート広島交響楽団 i n くらら」の開催について

報告第51号 行政文書部分公開決定処分取消請求事件の判決について

- 津森教育長：報告第50号「感謝と応援コンサート広島交響楽団 i n くらら」の開催について、報告第51号行政文書部分公開決定処分取消請求事件の判決については、文化課の関係になりますので、あわせて説明をお願いします。
- 石井文化課長：それではまず、報告第50号「感謝と応援コンサート広島交響楽団 i n くらら」の開催についてご報告をさせていただきます。

このコンサートにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、予定されていたコンサートが中止になるなど厳しい状況の広島交響楽団を支援するとともに、新型コロナウイルスに感染する危険のある中で奮闘されている医療従事者や介護事業社など福祉事業に従事する方々に感謝をあらわすことを目的として、コンサートを開催したものでございます。

本会は、令和2年8月8日土曜日の午後3時から約1時間半にわたって、芸術文

化ホールくらの大ホールにて実施いたしました。参加者は、事前にお申し込みいただいた医療従事者や介護事業者などの福祉事業に従事する関係者をご招待し、当日は220名のご来場がございました。

開催に当たりまして、事前に来場者にマスクの着用をお願いいたしましたほか、消毒液の配備、入場時にサーモカメラや非接触型体温計などでの検温を実施しております。また、会場内は客席と客席との間隔をあけまして、現在文化庁が示しております劇場等でのイベントの開催の目安の50%以下となるよう席を用意いたしました。実質的には、1階席で667席あるうちの220名でございますので約3分の1、これは全体で言いますと1,200人以上でありますので、約5分の1以下ということになっております。また、ステージの上も密とならないよう、出演者の人数を絞りまして小編成でのアンサンブルという形での実施をさせていただきました。会は盛会に終わることができまして、多くの方の笑顔を見ることができました。今回の財源が感謝と応援寄附金という市民からの寄附金を使っております。その目的を達することができたものと考えております。

また、出演いただいた演奏者の広島交響樂團につきましても、コロナ感染症以降のコンサートの再開の一つの足がかりとして今回のコンサートができたことについて、感謝のお手紙をいただいたところでございます。

感謝と応援コンサート広島交響樂團 i n くらの報告は以上でございます。

続きまして、報告第51号の報告でございます。こちらは、行政文書部分公開決定処分取消請求事件の判決についてのご報告でございます。

本件につきましては、昨年の9月に行われました教育委員会定例会におきまして、報告第56号で行政文書部分公開決定処分取消請求訴訟の提起についてとして報告した事案でございます。

経緯につきましては、資料16ページの記載にあるとおりでございますけれども、公文書の公開請求により公開、部分公開、非公開としたものに対しまして、その部分公開に対して不服審査請求がなされたため、教育委員会のほうでは情報公開審査会にその件を諮問し、答申を受けまして、昨年度の6月の定例教育委員会で採決をいただきました。この採決により公開とならなかった部分について、部分公開決定を取り消す、すなわち全ての黒塗り部分を公開することを求めて相手方から提訴されたものでございます。

原告から令和元年8月9日付で提訴されました後、令和元年10月から令和2年5月まで口頭弁論が6回行われまして、令和2年7月29日に広島地方裁判所が原告側の請求を棄却する判決を行いました。その後、控訴期限内に原告側から控訴が行われませんでしたので、このたび判決が確定したものでございます。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：2件一緒に説明していただきました。ご意見、ご質問があればお願いします。
- 渡部教育長職務代理者：応援コンサートのほうですけれども、これは主催が教育委員

会ということで、この場面はテレビで拝見しましたけども、大変英断で、なおかつ非常に素晴らしいことだなと思いました。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ほかにはどうですか。

それでは、ないようですので報告については以上とさせていただきます。続けて議案の審議に移りたいと思います。

議案第26号 令和元年度東広島市教育委員会事務事業評価について

【非公開】

議案第27号 令和2年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

議案第28号 令和3年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

【非公開】

その他1 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：その他に移ります。

次回の教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：次回、来月9月の教育委員会定例会におきましては、第4木曜日の9月24日木曜日、記載では15時と書いているんですけども、これを16時からでお願いさせていただきたいと思います。その次の10月の日程につきましては、同じく第4木曜日の10月22日の木曜日15時からでお願いをしたいと考えております。調整のほうをよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：9月24日は15時ということをしておりましたが、ここはすいません、市議会の最終日と重なりまして、16時ということで繰り下げさせていただきましたが、よろしいですかね。10月の日程については通常どおり15時からで、提案どおりに予定をさせていただきたいと思います。

そのほか、何か事務局からございますか。

- 坂越委員：すみません、ちょっとだけいいですか。

- 津森教育長：はい。

- 坂越委員：今子供たちが毎日登校しているんじゃないですか。こういう状況の中で、学校が再開して、子供たちはどんな様子なのかなと思って、ちょっとそのあたり情報があればと思ったんです。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：夏休みが明けて2週間がたったということで、1週

目はやっぱり張り切って学校に来ていたんだけど、2週目になって子供たちも先生方も少し疲れが出ているかなということを校長先生が言われておりました。今も暑い日が続いておりますので、登校時はマスクを外していない子もいたんですけども、暑いのでマスクを外してもよいということで、みんなマスクを外したり、またはある学校では日傘が有効ということで、普通の傘にはなるんですけども、それを差して、熱中症を防ぎながら学校に登校しているというようなことが見られます。あとは、余りにも暑いので、気温が32度を上回るときには、残念ながら外遊びは自粛というようなことで、冷房もきいておりますので、教室内で静かに過ごすというようなことも見られております。また、本市では水泳をやっております。7月で終了してしまった学校が8校の小学校があるんですが、これは運動会をするというようなことで早目に終わっておりますが、あとの26校は8月から9月までしっかり泳いでいくことで、子供たちは水泳を楽しみにしているというようなところでございます。

○ 坂越委員：ありがとうございました。

○ 津森教育長：9月に入ったら少し気温が下がるとは思いますけど、昨年も安芸津と黒瀬だけ1年早くエアコンを入れましたから、大変暑さに対しては快適に過ごせるということで、外へ出なければそんなにしんどくはないんですけども、ただ、子供たちは例年よりも2週間早く始めていて、これからちょっと気をつけて様子を見ていくことが必要かと思えます。そのあたり9月に入ったら校長会等もありますので、適切な指導助言をしていきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

それでは、議案第28号に移る前に、教育総務課、指導課以外の職員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

閉会 午後5時0分